

II

全体構想



II 全体構想

1. 都市づくりの基本方針

1-1 土地利用の基本方針

1) コンパクトな市街地の形成

- 現在の用途地域を基本とし、持続可能な低炭素型都市づくりを目指したコンパクトで持続可能な市街地を形成するため、立地適正化計画に基づき、拠点における都市機能の集積と居住の誘導促進などにより、市街地拡大を伴う無秩序な土地利用を抑制します。また、JR石狩当別駅及びJR石狩太美駅周辺地区については、役場庁舎等の公共施設や医療・福祉・子育て支援・商業施設等の都市機能を誘導する区域として、市街地再開発事業や地区計画等を活用し、低未利用地の有効活用及び高度利用を進め生活拠点の形成を図ります。
- 用途地域の指定のない区域については、良好な田園景観や農地を保全するため、必要に応じて特定用途制限地域の指定について検討を進めます。
- 豊かな自然環境の保全と景観に配慮した土地利用を推進するため、「当別町景観計画」を基本とした自然と調和した美しい田園のまちを目指すとともに、生活基盤と産業基盤の均衡のとれた総合的な土地利用を計画的に推進します。
- 本町市街地の住宅地内にある準工業地域などは、土地利用の状況等を踏まえ、周辺の住宅地と一体的な市街地が形成されるよう、必要に応じて用途地域の見直しを進めます。
- 本町市街地の国道275号沿道の工業、流通業務地周辺は、住居・商業・工業の各機能が混在した土地利用が見られるため、今後の土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて特別用途地区や地区計画等を活用して、背後住宅地の住環境に配慮した適切な土地利用を図ります。
- 石狩太美駅南側の市街地は、駅周辺地区への都市機能の誘導に伴う今後の住宅需要の高まりや商業業務系土地利用動向を見据えつつ、低未利用地の活用により都市機能の誘導に伴い町民の生活利便性の向上を図ります。

2) 住宅系土地利用の推進

- 石狩当別駅周辺は、行政、商業、交通など公共サービスの高利便性が高い地区として、魅力が感じられるまちなか居住空間を創出するため、商業業務施設と複合した集合住宅や併用住宅などの立地を促進するなど居住の誘導を図ります。
- 戸建て住宅、共同住宅、学校、商店、事務所などが立地する商業業務地周辺の一般住宅地は、生活利便性の向上を図り、建物の不燃化や未利用地の宅地化など、低中層住宅を中心とした利便性の高い住宅地の形成を推進します。また、多様化する住宅ニーズに対応した住環境を供給するため、新しい町営住宅建設を推進するとともに、既存の老朽化した町営住宅については廃止・集約などを含め検討します。空き家、空き地等の低未利用地の活用によるゆとりある宅地の提供の推進、一体型義務教育学校の整備に伴い、子育て世帯向けの町営住宅建設に向けた検討を行うとともに、民間賃貸住宅の供給を促進します。

- 市街地外縁部の低層住宅地は、街区や通りごとの建物の色や形態を統一、樹木や花による個性を演出するなど、当別町景観計画に基づき住宅地の景観づくりに向けた基本的なルールを検討し、周辺の田園景観と調和した住宅地の形成を推進します。
- 今後の土地利用動向に伴う宅地需要の変化に対応するため、市街地内の未利用地を活用するとともに、市街地外縁部に配置する用途白地地域において、低層住宅地や一般住宅地の保留地を確保し、農林業と十分に調整を図った上で住宅系用途地域を検討するなど、土地利用の整序を図ります。
- 背景となる農地や森林と調和したスウェーデンヒルズやみどり野などの近自然型住宅地は、地域住民の今後のまちづくりや住環境の保全等に関する意向等を踏まえ、景観地区や地区計画、特定用途制限地域等の指定を検討し、住環境の保全を推進します。
- 豊かな自然の中での生活を望む新たな需要に対応するため、田園地域や森林地域を活用した優良田園住宅地の計画的な整備を促進します。また、空き家となった農家住宅などは、田舎暮らしを望む新たな需要に対応するために情報の一元化を図り、自然環境を生かした住宅の供給を推進します。

3) 商業系土地利用の推進

- 石狩当別駅南側の中心市街地は、町民が主体となって建物や看板、案内サイン、樹木や花による植栽などの街並みづくりを進めるとともに、本町市街地の基軸となる当別大通の賑わいを創出するため、沿道宅地の積極的な土地利用を促進します。
- レンガ倉庫が建ち並ぶ石狩当別駅南側の地区は、レンガ倉庫をまちづくりの資源と捉え、「ふれあい倉庫」の積極的な活用、運用を図り、まちづくりの情報発信や、町民・来訪者などの憩いの場、コミュニケーション空間として、中心市街地の賑わいを創出します。
- 本通沿道の地区は、入植時の面影を残す道路の線形やパンケチュウベシナイ川との近接性を生かし、新たな個性を演出するなど、歩いて楽しい商業業務地の形成を推進します。
- 石狩太美駅前の商業業務地は、生活利便施設等の都市機能の集積による利便性の向上と賑わいの創出を図ります。

4) 工業流通系土地利用の推進

- 本町市街地内にある国道 275 号沿道の工業、流通業務地は、住工の混在や未利用地を解消するため、特別用途地区等による工業系土地利用への純化を図り、周辺の田園景観や沿道景観に配慮した工業流通施設の立地、誘導を図ります。
- 地域雇用を確保する優良企業の誘致を図るため、大都市に近接する地理的優位性を最大限に生かし、国道 337 号（道央圏連絡道路）並びに国道 275 号沿道に企業誘導ゾーンを配置するなど、土地利用の規制等を行って地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図ります。

5) 農地の保全、農業集落の形成

- 当別町の基幹産業である農業を振興するため、農業振興地域における農用地の保全を促進します。
- 農業集落内の農地や市街地に近接する農地などを活用し、体験型農園や観光型農園による、町民や来訪者が家族で楽しめる都市と農村の交流空間を創出し、地域の活性化を促進します。



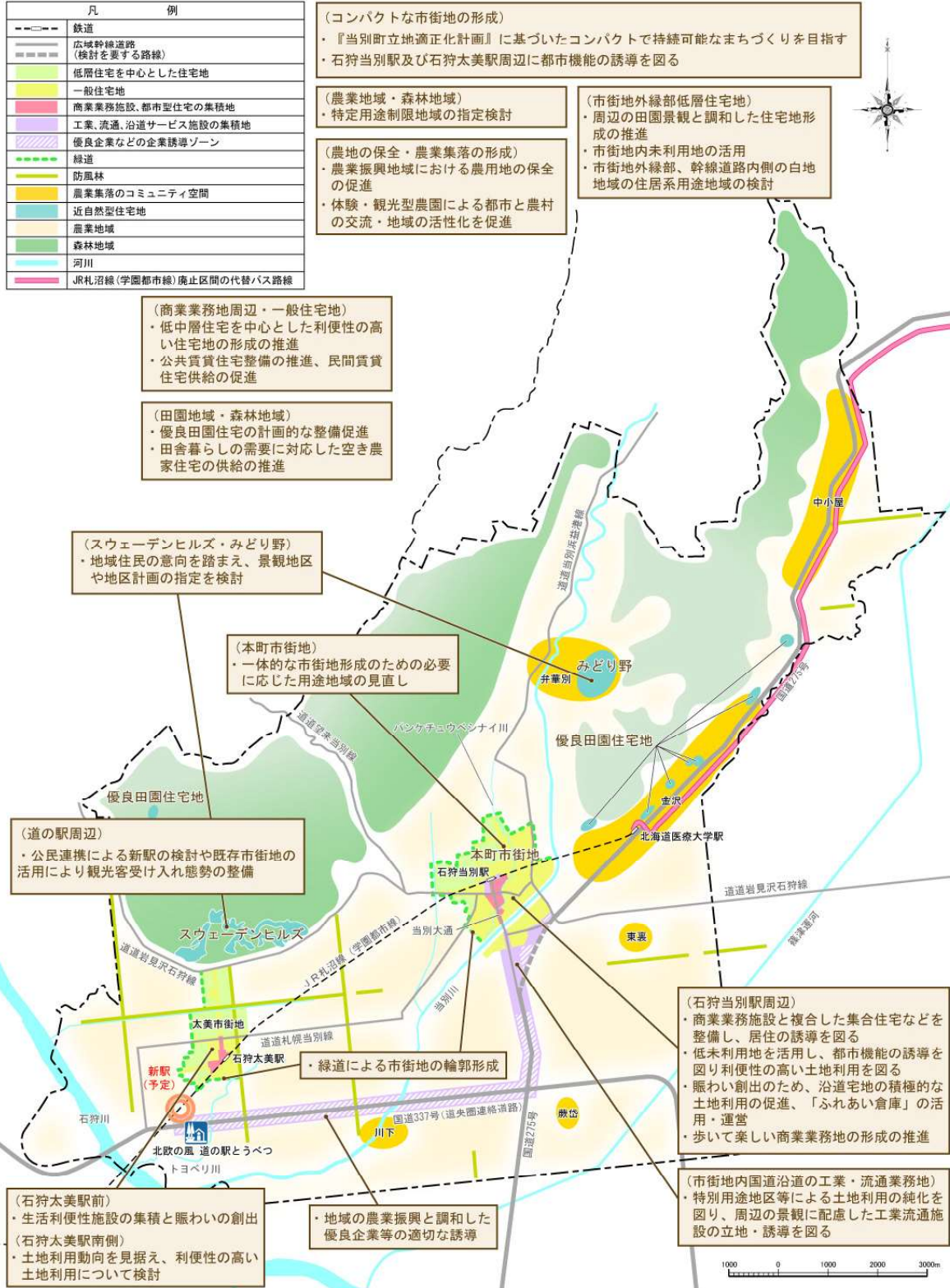
- 中小屋、弁華別・茂平沢、蕨岱、東裏、川下、金沢など比較的規模の大きな農業集落において、コミュニティの中心となる地区を形成するため、学校跡地や神社、地域集会施設などの周辺をコミュニティ空間と位置づけ、施設内の緑化や歩道の整備など、地区環境整備を推進します。
- 地域資源を活用した都市と農村の交流を促進するため、農業集落に残る使われなくなった農家住宅や納屋などはファームインやファームステイの宿泊所、ファームレストランなどに活用し、体験型農園や観光型農園と連携するなど、来訪者や観光客を受け入れる施設の創出を図ります。

6) 新駅設置予定地周辺（新しいまちの顔づくり）

札幌市に隣接している太美市街地や交流人口の増加が見込まれる道の駅周辺は、観光客の増加に伴う受け入れ態勢の整備や、これに対応する地元企業等の生産体制の強化に合わせて、公民連携による新駅の設置、既存市街地の活用など、「新しいまちの顔」として人の呼び込みにつなげる取り組みを進めます。

- 新駅の設置に伴う交通結節点機能の整備
 - ・訪問者や通勤者が利用する、新たな交通結節点機能としての鉄道駅、駅前広場等の整備を推進します。
 - ・新駅への交通アクセスの向上による、公共交通の利便性の向上を図ります。
- 賑わいを生む拠点として既存市街地との連携の強化
 - ・地元企業等が拠点の賑わい創出に資するような、集客施設の設置・運営するための支援の検討を進めます。
 - ・既存市街地への都市機能施設の誘導と合わせ、利便性や魅力の向上による人の呼び込みや居住の誘導を図ります。
- 新駅周辺の土地利用の基本方針
 - ・新駅設置に伴う周辺のポテンシャルの向上により、太美市街地及び道の駅周辺については、企業誘導ゾーンを含め、民間活力を活かした公民連携による既存市街地の利便性や賑わいの向上につながるよう段階的な土地利用を図ります。
 - ・適切な土地利用を進めるために、必要に応じて特定用途制限地域等を定めるなど、良好な景観や優良農地の保全を図ります。

土地利用の基本方針図





1-2 交通の基本方針

1) 自動車系道路の整備

- 道央圏内および道北圏との広域的な連絡性を高め、人や物の移動を活発化するため、広域幹線道路として国道 337 号（道央圏連絡道路）、国道 275 号の整備を促進します。
- 当別町内の各地域を連絡するとともに、近隣市町村との広域的な連絡性を高めるため、道道札幌当別線、道道当別浜益港線、道道岩見沢石狩線などの整備を促進します。
- 長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進め市街地内幹線道路の整備を推進します。
- 市街地内における円滑な自動車交通を確保するため、当別大通をはじめとする市街地内幹線道路の整備を推進します。また、西部地域の市街地内に市街地内幹線道路を配置し、必要に応じて都市計画決定を行うなど、長期未着手道路の見直しと合わせた検討を進め、市街地内の道路ネットワークの充実を図ります。
- 広域幹線道路や市街地内幹線道路を補完し、良好な道路ネットワークを形成するため、歩行者の安全性や快適性に配慮しながら、補助幹線道路、区画道路の整備を推進します。
- 老朽化する道路や橋の修繕および架換については、長寿命化計画に基づいて整備を推進します。
- 新駅設置予定地におけるアクセス道路の検討及び交通結節点機能の確保を行います。

2) 歩行者系道路の整備

- 市街地内における歩行者の安全性や快適性、自転車の利便性を高めるため、幹線道路を中心にバリアフリー化を考慮した歩道空間の整備を推進します。また、公園などを連絡し住環境を高める、もみじ通、つつじ通、ライラック通の維持保全を図り、良好な歩行者系ネットワークの形成を推進します。
- 河川や緑道など、緑のネットワークの整備に合わせて、都市と農村の交流を図るサイクリングロードや散策路などの整備を検討します。
- 石狩太美駅南北の一体性を高めるため、南北を連絡する歩行者系道路の整備を推進します。
- 農業集落における歩行者の安全性や快適性、自転車の利便性を高めるため、コミュニティ空間を中心とした歩道空間の整備を推進します。

3) 公共交通の充実

- 将来的な人口減少社会を見据えた中、持続可能な公共交通の実現を目指すために、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- 町民の移動の円滑化や利便性の向上を図るため、コミュニティバスの持続的運行を確保し、公共交通の安定供給と、公共交通ネットワーク強化を促進します。

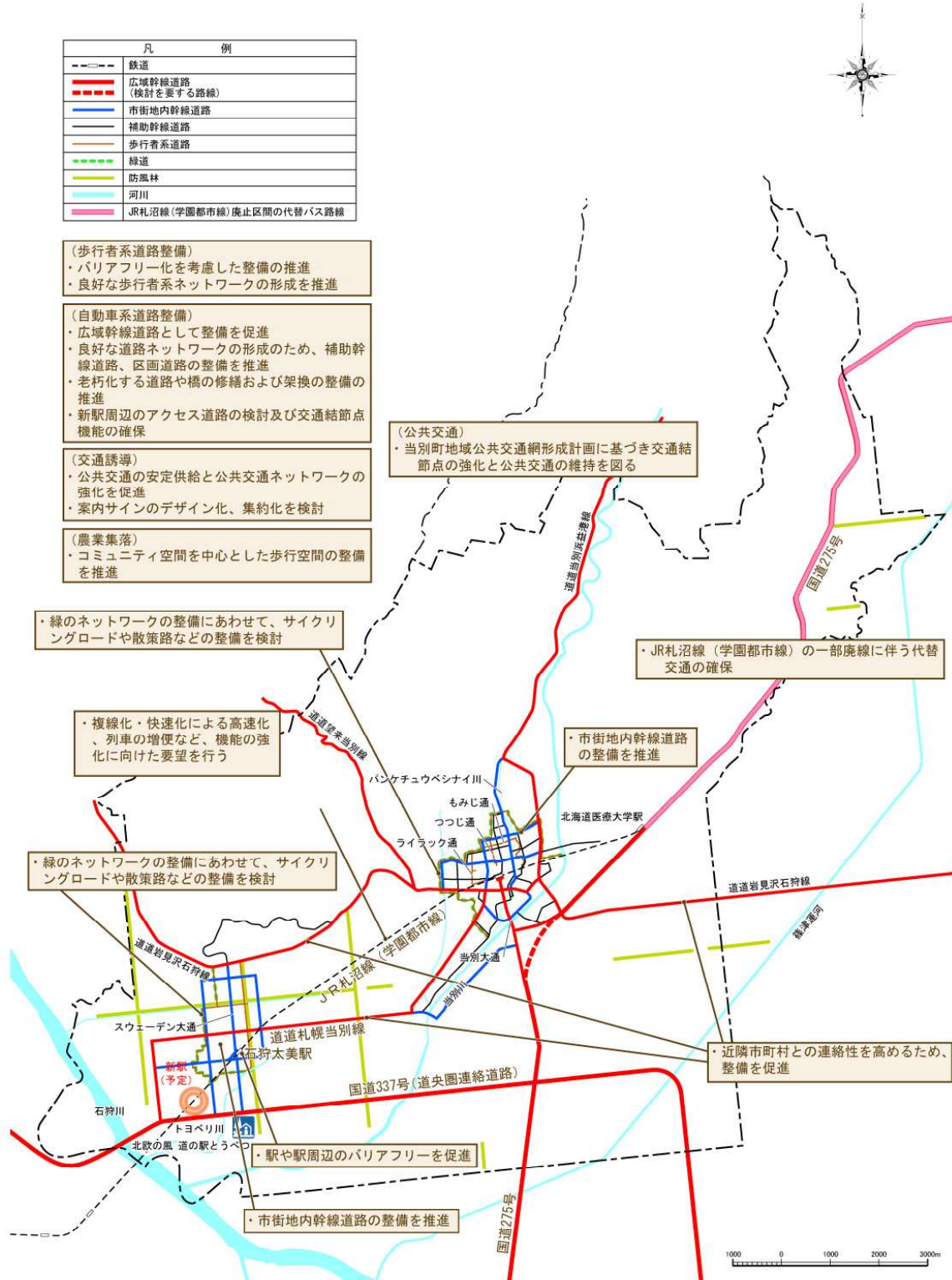
- 当別町と札幌市間の交通利便性を高めるため、J R 札沼線（学園都市線）の複線化・快速化による高速化、列車の増便など、機能の強化に向けた要望を行うとともに、一部廃線に伴う代替交通の確保を図ります。
- 公共交通の結節点である駅や駅周辺のバリアフリー化を促進し、誰もが利用しやすい公共交通施設の充実を推進します。

4) 交通誘導

- 町外から訪れる観光客や来訪者を円滑に目的地に誘導するため、景観に配慮した統一感のある案内サインなど、デザイン化、集約化を検討します。



交通の基本方針図



1-3 公園、河川の基本方針

1) 公園・緑地の整備

- 多様なレクリエーション活動や災害時における避難地及び防災拠点、環境保全、景観形成として機能が発揮され、かつコンパクトなまちづくりによる市街地の進展動向や誘致距離を勘案し、地域のニーズに即した多彩な公園や緑地を適正に配置するため、都市公園の再編・集約化による維持管理の効率化や跡地の有効活用を含めて、市街地における都市公園の適正な配置と維持保全を推進します。
また、長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進めます。
- 町民のスポーツ・レクリエーション活動の中心地として整備されている若葉公園は、運動公園としての機能を充実するとともに、適正な維持管理を推進します。
- 白樺緑地、当別川河川緑地など市街地における貴重な緑地空間を保全するとともに、町民の憩いの場として、遊歩道、休憩施設、照明施設など、適正な維持管理を推進します。
- 公園、緑地の配置および整備にあたっては、地域のニーズに即した公園とするため、町民の参加を得ながら、規模や施設内容、管理方法などの検討を行い、整備や維持保全を推進します。
- 高齢者や障がい者、子どもから大人まで、誰もが快適に利用できるよう、バリアフリー化を推進し、利用者の安全確保や施設の長寿命化を図りながら、適正な維持、改築および更新による整備を推進します。
- 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定に努める。

2) 広場の保全

- 自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資するため、地域住民が古くから親しんでいる既存の広場の維持保全を推進します。
- 各地域に残る旧校舎やグラウンドなどは、地域の活性化を推進するため、社会福祉法人や企業と連携し、適切な管理と地域に根差した利活用を推進します。

3) 緑のネットワークの形成

- 当別町の特徴的な資源である防風林など、市街地を取り囲む緑の保全・活用とともに、既存の河川・公園・緑地を活かした緑のネットワークに合わせて、サイクリングロードや散策路などの整備を検討します。
- 緑道の整備は、町民参加の協力を得ながら超長期な展望にたって段階的に推進します。
また、整備にあたっては、山なみの眺望に配慮しつつ、夏季は遊歩道やサイクリングロードとして、冬季は風雪から市街地や道路を守る道路防雪林として整備を推進します。
- 市街地に点在する公園や緑地を連絡する歩行者専用道路や市街地外縁部に配置する緑道、幹線道路の歩行空間や河川等の親水空間などは、自然と親しむ緑を充実し、都市と農村を交流する水と緑のネットワークの形成を検討します。



4) 河川の整備

- 自然生態系に配慮し、石狩川、当別川の河川緑地を保全し、親水空間や散歩道など、緑豊かなレクリエーション空間の創出を検討します。
- 市街地を流れるパンケチュウベシナイ川は、沿道土地利用と連携しながら、親水空間や並木道の創出により緑豊かな交流空間を形成し、町民に親しまれる当別町の新たな個性の演出を創出します。
- 農業集落を流れる河川や沼・池などは、親水空間や散策路の創出を行い、地域住民が憩い、集う交流空間の形成を推進します。

公園・緑地の基本方針図

凡 例	
	市街地
	鉄道
	広域幹線道路 (検討を要する路線)
	主な公園
	緑道
	防風林
	小学校、中学校、高等学校、大学 (旧校舎含む)
	河川
	JR札沼線(学園都市線)廃止区間の代替バス路線

- (公園・緑地・広場)
- 公園・緑地の協働による整備・維持保全の推進
 - バリアフリー化・長寿命化を推進
 - 緑の基本計画の策定に努める
 - 既存の広場の維持保全
 - 都市公園の集約化による維持管理の効率化を図る
- ・農業集落の河川や沼・池を活用した交流空間の形成を推進

- (白樺緑地)
- 貴重な緑地空間の保全
 - 町民の憩いの場として各施設の維持管理の推進

- ・市街地における都市公園の必要な整備と維持保全の推進

- ・運動公園としての機能充実と維持管理の推進

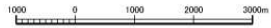
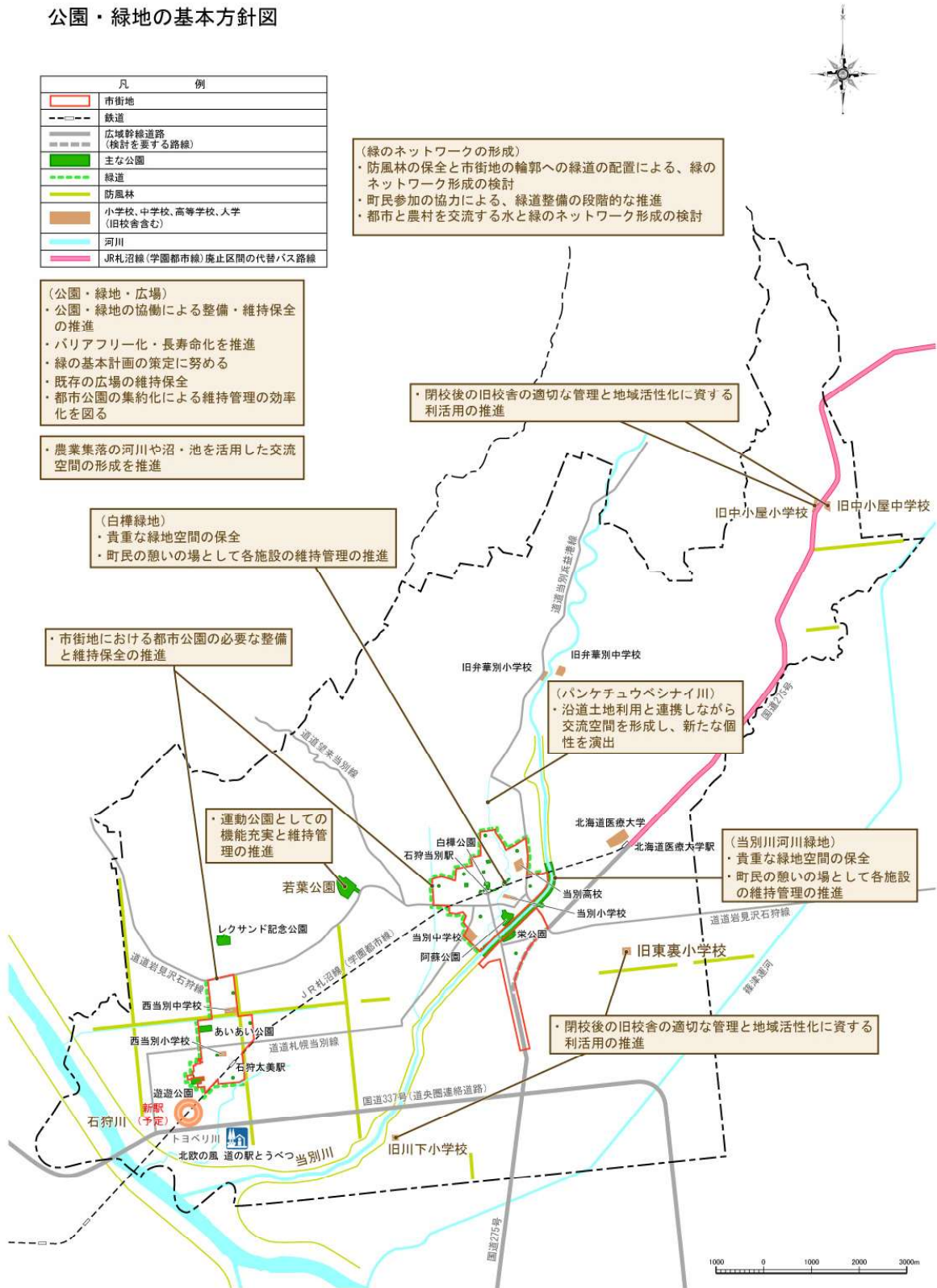
- (当別川河川緑地)
- 貴重な緑地空間の保全
 - 町民の憩いの場として各施設の維持管理の推進

- (緑のネットワークの形成)
- 防風林の保全と市街地の輪郭への緑道の配置による、緑のネットワーク形成の検討
 - 町民参加の協力による、緑道整備の段階的な推進
 - 都市と農村を交流する水と緑のネットワーク形成の検討

- ・閉校後の旧校舎の適切な管理と地域活性化に資する利活用の推進

- (パンケチュウベシナイ川)
- 沿道土地利用と連携しながら交流空間を形成し、新たな個性を演出

- ・閉校後の旧校舎の適切な管理と地域活性化に資する利活用の推進





1-4 環境保全の基本方針

1) 農地、森林、河川の保全

- 大都市近郊の田園都市として、市街地の輪郭に形成される緑のネットワークの整備と連携し、農用地の適正な保全と、豊かな農村環境の維持保全を図ります。
- 農地の転用や森林の伐採を伴う開発については、関係法に基づく開発基準や景観計画における景観形成基準に基づき、自然や景観と調和した都市づくりを推進します。
- 大都市近郊の貴重な自然資源である豊かな森林や河川を保全するとともに、散策路やフットパスのルート選定など、自然を身近に感じられる観光資源としての活用について、検討します。
- 石狩川や当別川の河畔林を保全するとともに、自然生態系に配慮した自然再生事業や多自然型の治水対策を推進します。
- 新たな上水の水源となる当別ダムの水質確保を図るため、水源かん養機能を有するダム周辺やダム上流の森林を水資源保全地域として整備・保全を推進します。

2) 上下水道の整備

- 豊富で安定した水源を維持するとともに、きれいでおいしい安全な水の供給のため、水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を図ります。
- 良好な生活環境の確保、公共用水域の水質保全及び雨水による浸水被害を防ぎ、住民生活の安全・安心を確保するため、下水道施設の適切な維持管理と計画的な更新、整備を図ります。
- 下水道処理施設の一元化による効率的な運営、維持管理を推進します。
- 下水道計画区域外における浄化槽の効率的な整備を図ります。

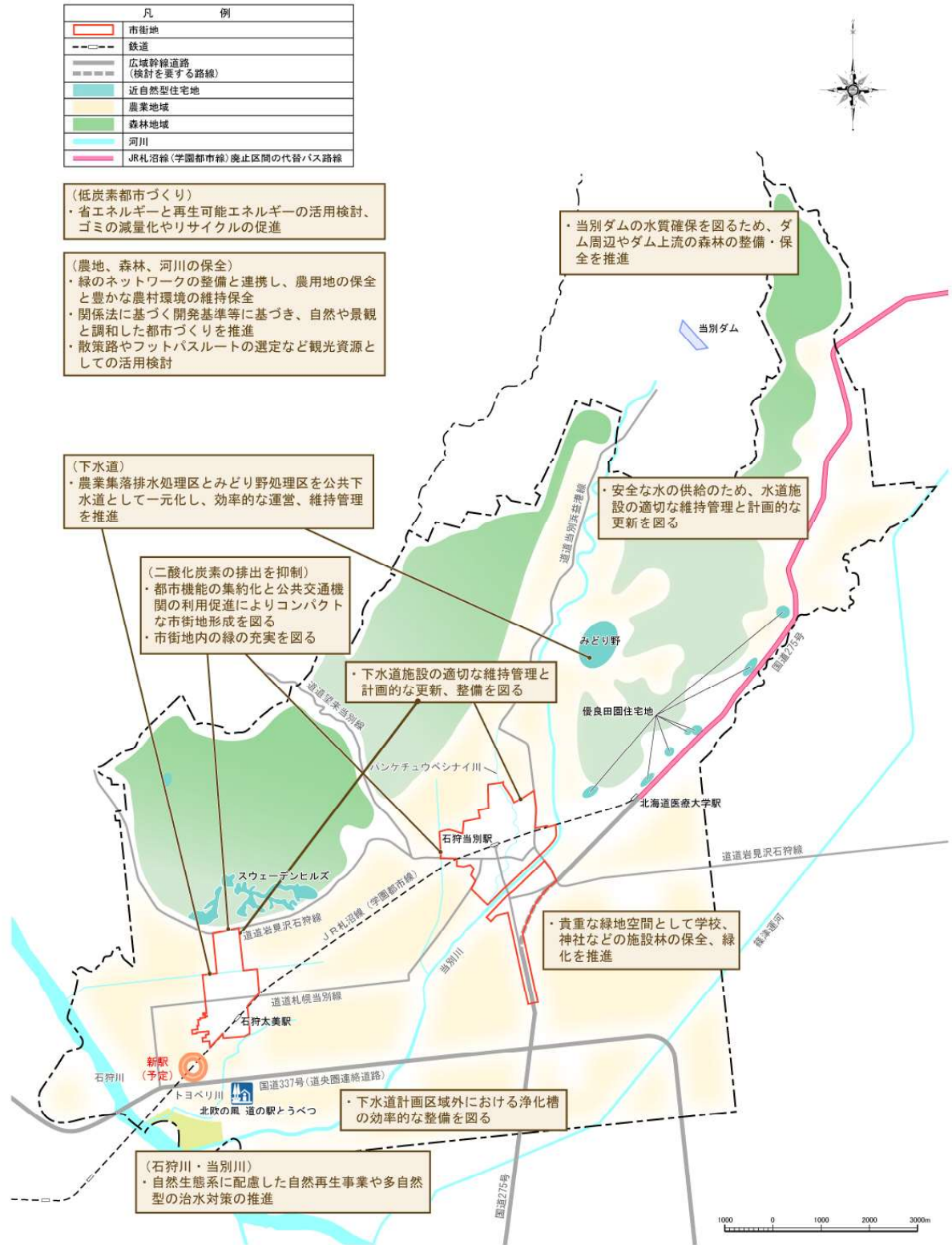
3) 市街地内、農業集落内の緑地の保全

- 市街地内や農業集落内における貴重な緑地空間として、学校、学校跡地、神社などの施設林の保全および緑化を推進します。

4) 低炭素都市づくりに向けたまちづくりの推進

- 地球温暖化防止や二酸化炭素排出抑制を目標とした低炭素都市づくりに向け、コミュニティバスの燃料としての廃植物性食用油を再利用したバイオディーゼル燃料の活用を推進します。また、持続可能なまちづくりを進めるため、低炭素・脱炭素の取り組みとして、省エネルギーと再生可能エネルギーの活用により効率的なエネルギー利用を推進するとともに、環境負荷のより少ない資源循環型の社会を実現するために、住民・事業者・行政が一体となったごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。
- 都市における二酸化炭素の排出を抑制するため、都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等により、コンパクトな市街地形成を推進するとともに、森林や緑地などの樹木の保全と合わせ、市街地内の公園や河川空間、道路空間における緑の充実を図ります。

環境保全の基本方針図





1-5 景観の基本方針

1) 駅前・商業地景観の形成

- 石狩当別駅周辺は、公共施設や医療・福祉・子育て支援・商業施設等の都市機能を誘導する区域として、ふれあい倉庫をはじめとした、にぎやかな街並みを創造し、当別町の顔となる駅前空間の創出を図ります。
- 石狩当別駅南側の中心市街地は、まちの歴史性を生かし、建物や植栽、歩道空間などが一体となった景観づくりを図るとともに、パンケチュウベシナイ川に創出される親水空間との連携を図り、当別らしい個性的な商業景観の形成を推進します。
- 石狩太美駅前周辺は、スウェーデンをモチーフに取り入れ、樹木や花を積極的に活用した潤いのある街なみの創出を図ります。

2) 住宅地景観の形成

- 個性的な住宅地景観を形成するため、当別町景観計画に基づき、建物の色や形態、高さ、樹木や花の種類について、街区や通りごとに個性を演出するなど、周辺の田園景観と調和した、潤いやゆとりが感じられる住宅地景観の形成を促進します。
- 住民組織と行政が協力しながら、清掃活動や雑草の除去などを行い、住宅地における環境美化を推進します。
- 背景となる農地や森林と調和し、建築協定により統一感のある街なみを形成しているスウェーデンヒルズは、地域住民の今後のまちづくりや住環境の保全に関する意向などを踏まえ、景観地区や地区計画、特定用途制限地域等の指定を検討し、住宅地景観の保全を推進します。
- 住宅地の景観を損ねる無秩序かつ過剰に設置される屋外広告物を規制し、良好な住宅地景観の形成を推進します。

3) 自然景観の保全

- 当別町の豊かな水と緑資源は、農村部の田園風景とともに当別町の誇りとし大切にしていかなければならない自然景観であり、当別町全体の景観を構成する貴重な資源として、農地や森林、河川の環境整備や、防風林の保全、公有林の活用など自然を基調とした景観づくりを推進します。
- 四季を感じさせ、市街地の背景となる農地や森林など、鉄道の車窓や広域幹線道路、市街地から見えるのどかな自然景観の保全および修景を推進します。
- 都市内の公有林、民有林、防風林は貴重な自然景観資源として保全を図り、景観計画の普及を通じ、森林保全に向けた意識啓発を行います。
- 市街地外においては、農家林の保全・創出など、町民が主体となって樹木や花による緑化を進め、潤いやゆとりが感じられ、豊かな自然景観と調和した農業集落の形成を促進します。
- 土石の採取跡地や廃屋などの景観阻害要素は、定期的に点検、指導するなどの対策を図り、美しい景観形成維持に努めます。

4) 沿道景観の形成

- 国道 337 号（道央圏連絡道路）や国道 275 号、道道などの広域幹線道路や当別大通やスウェーデン大通などの市街地幹線道路については、当別町景観計画に基づき関係機関との協議・調整を行い良好な沿道景観の形成を図ります。
- 国道や道道に面した沿道サービス施設や工業流通施設などは、緑化の推進や屋外広告物などの適正な規制誘導による沿道景観の向上を図るとともに、公共サインや案内サインの集約化、デザイン化を図り、良好な沿道景観の形成を推進します。
- 農業地域や森林地域を貫く道路沿道は、住民協働による草刈や植花による美しい沿道景観を創出するとともに、地域住民と連携し、不法投棄防止策の検討や意識啓発、監視の徹底など、より良い沿道景観の向上を図ります。
- 防雪対策として計画する防雪柵は、景観の阻害とならないよう、周辺の田園風景や自然景観に配慮した道路防雪林や収納式防雪柵を検討し、計画的に配置するなど良好な沿道景観の維持保全を図ります。

5) 歴史景観の保全

- 開拓の歴史を現在に伝える記念碑や神社などの保全を図るとともに、歴史資源周辺の環境整備を推進します。

6) 観光資源の創出

- 当別ダム周辺は、良好な景観を有する観光資源としての付加価値を高め、新たな景観スポットによる観光資源を創出します。
- 当別町の豊かな自然景観を最大限に生かし、身近に感じられる観光資源として、景観スポットと連携した散策路の整備やフットパスのルート選定など、景観による観光資源の創出を検討します。



景観の基本方針図

凡 例	
	市街地
	鉄道
	広域幹線道路 (検討を要する路線)
	緑道
	防風林
	近自然型住宅地
	農業地域
	森林地域
	河川
	ダム
	JR札幌線(学園都市線)廃止区間の代替バス路線

(沿道景観)
 ・広域幹線道路や市街地内幹線道路の当別景観計画に基づき沿道景観の形成を図る
 ・緑化の推進や屋外広告物などの規制誘導による沿道景観の向上
 ・公共・案内サインの集約化やデザイン化を検討
 ・住民協働による美しい沿道景観の創出
 ・地域住民と連携し、不法投棄防止策の検討や意識啓発、監視の徹底
 ・防雪対策として景観に配慮した道路防雪林や収納式防雪柵を検討

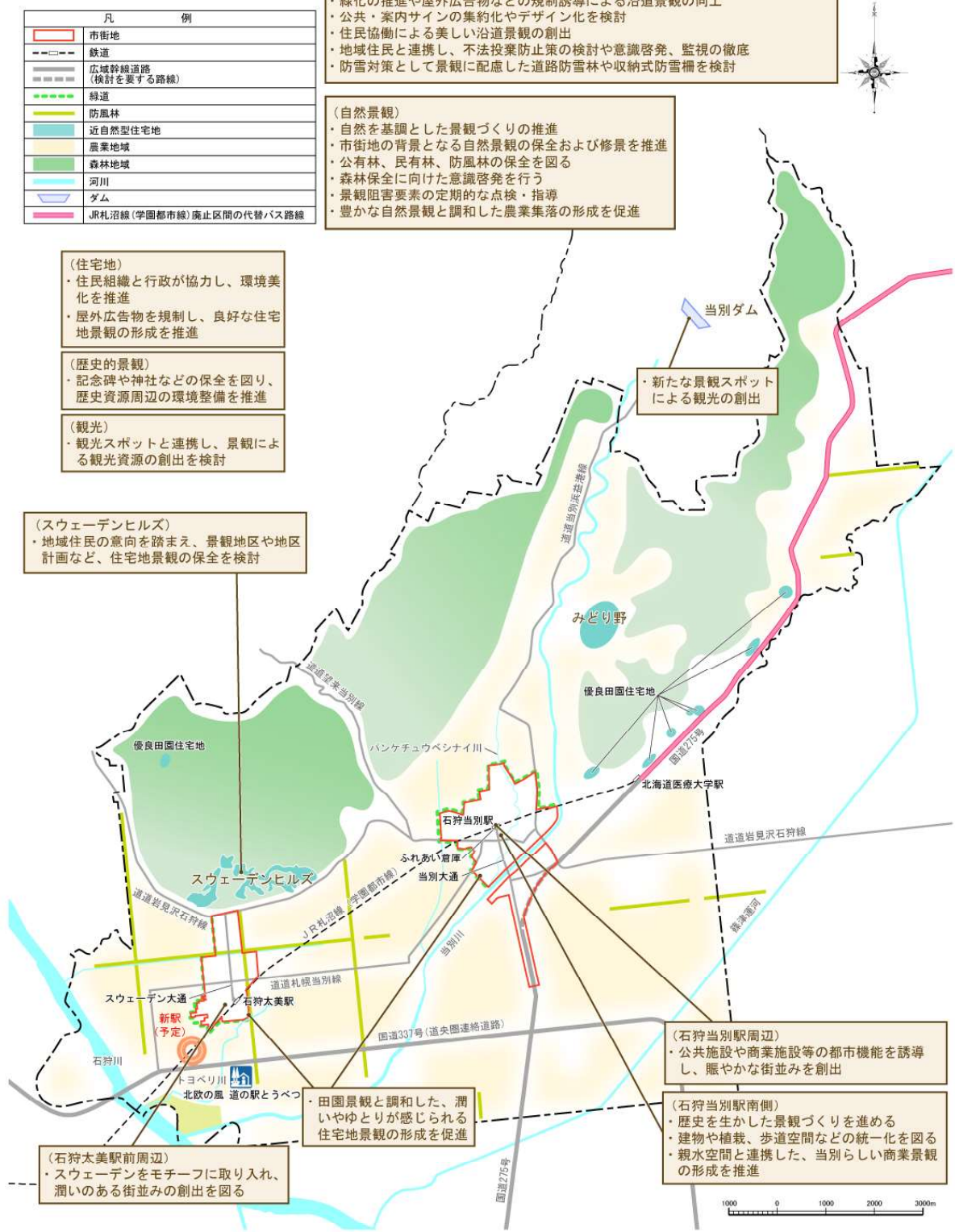
(自然景観)
 ・自然を基調とした景観づくりの推進
 ・市街地の背景となる自然景観の保全および修景を推進
 ・公有林、民有林、防風林の保全を図る
 ・森林保全に向けた意識啓発を行う
 ・景観阻害要素の定期的な点検・指導
 ・豊かな自然景観と調和した農業集落の形成を促進

(住宅地)
 ・住民組織と行政が協力し、環境美化を推進
 ・屋外広告物を規制し、良好な住宅地景観の形成を推進

(歴史的景観)
 ・記念碑や神社などの保全を図り、歴史資源周辺的环境整備を推進

(観光)
 ・観光スポットと連携し、景観による観光資源の創出を検討

(スウェーデンヒルズ)
 ・地域住民の意向を踏まえ、景観地区や地区計画など、住宅地景観の保全を検討



1-6 防災・防犯の基本方針

1) 災害予防の推進

- 木造家屋が密集する地区においては、建物の更新に合わせて建物の不燃化を促進するとともに、火災による延焼防止と災害時の避難路や物資輸送路を確保するため、市街地に計画された幹線道路の整備推進を図り、災害に強い市街地の形成を推進します。
- 地震による建物の損壊や倒壊を防ぐため、避難所に指定されている公共施設をはじめ、民間住宅や民間建物の耐震化を促進し、震災に強い都市づくりを推進します。
- 洪水による水害を防ぐため、総合的な治水対策による河川の整備を推進し、市街地の土地利用と合わせた雨水排水施設を計画的に整備するなど、水害が発生しにくい都市づくりを推進します。
- 崖崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害を防止するため、森林等の適切な保全、育成を図るとともに、北海道が実施する急傾斜地等の調査により指定された土砂災害警戒区域等の周知や適正な予防・防止対策、避難対策を推進します。
- 雪による交通の遮断を防ぐため、防風林の保全を図るとともに道路防雪林や防雪柵の整備など、雪害に強い都市づくりを推進します。
- 各地に点在する公園や緑地、広場などは災害発生時における一時避難所、復旧活動の拠点となることから、周辺地域の動向や未利用地の宅地化に合わせて適正に配置し、災害に強い都市づくりを推進します。また今後においては防災機能の充実について検討します。

2) 防災対策の推進

- 災害時に安全かつ迅速な避難、誘導を行うため、避難路や避難場所の確保、防災行政無線などによる災害情報システムの構築を図ります。
- 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、ハザードマップの改定・見直しを行い、防災セミナーや出前講座等を通じ、マップの活用について周知徹底を図るとともに、自主防災組織（町内会）等の地域ネットワークを活かした、防災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化等、防災体制の強化を図ります。また、最適な ICT など多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報伝達手段拡充を検討していきます。
- J R石狩当別駅周辺において、都市機能施設との複合化や新たな防災拠点としての配置を検討します。
- 災害時におけるレジリエンス（防災・減災）を強化するため、自立分散型エネルギー設備の確保など防災拠点の整備を検討します。

3) 防犯対策の推進

- 交通事故や犯罪を防止するため、道路や公園などに地域と連携して街路灯や防犯灯を設置するなど、安全で安心な都市づくりを推進します。

防災・防犯の基本方針図

